

能美市空き家改修費等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、能美市空き家バンク制度要綱(平成26年能美市告示第56号)に規定する空き家バンクに登録された空き家に対して、予算の範囲内で空き家の改修費用の一部を支援することにより、本市への定住を促進し、空き家の円滑な流動化及び家屋の継承を図るため、能美市空き家改修費等補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、能美市補助金交付規則(平成17年能美市規則第33号)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 改修 空き家の機能復旧のための修繕又は設備改善のために行われる工事をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権又は売買若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 購入者 所有者等との売買契約により新たに空き家の所有者等となることが決定している者をいう。
- (4) 賃借人 所有者等との賃貸借契約により空き家を賃借することが決定している者をいう。

(補助対象住宅)

第3条 売買物件において、補助金の交付の対象となる空き家(以下「補助対象住宅」という。)は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 空き家バンクに登録されている物件であること。
- (2) 売買契約が成立していること。
- (3) 購入者が自己の居住用に購入し、改修後居住すること。

(4) 売買契約後は、速やかに改修工事に着工すること。

(5) 過去に当該補助金の交付を受けていないこと。

2 賃貸物件において、補助対象住宅は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 空き家バンクに登録されている又は改修後に空き家バンクに登録する物件であること。

(2) 賃貸借契約日以後に改修する場合は、速やかに改修工事に着工すること。

(3) 10年間貸し出し、譲渡や解体を行わないこと。

(4) 過去に当該補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者(以下「補助対象者」という。)は、前条に規定する補助対象住宅の売買物件は購入者とし、賃貸物件は所有者等とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象者とししないものとする。

(1) 未成年者

(2) 本人又は同居の親族が能美市納税等に係る公平性の確保に関する条例(平成22年能美市条例第29号)第2条第2項各号に規定する市税等を滞納している者

(3) 売買物件の場合は、購入者と前所有者等が3親等以内の親族であるもの

(4) 賃貸物件の場合は、賃借人と所有者等が3親等以内の親族であるもの

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、第3条に規定する補助対象住宅の改修に必要な経費で、次に掲げる経費とする。ただし、所有者等又は購入者が自ら行う工事の経費及び国、県又は本市の他の制度による補助金等の対象となっている経費を除く。

(1) 雨水による漏水に伴う屋根、外壁、内装の改修に要する経費

(2) 台所、浴室、便所又は洗面所の生活するために必要な改修に要する経費

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

2 補助金の額は、前項に規定する補助対象経費の2分の1以内(1,000円未満の

端数金額は、これを切り捨てる。)とし、補助金の上限は1戸当たり50万円とする。

3 前項の規定にかかわらず、補助対象住宅が店舗併用住宅である場合は、補助対象経費を居住の用に供する部分の面積で按分^{あん}して得た額を補助対象経費とする。

4 補助金は、同一の補助対象者及び同一の補助対象住宅につき1回限りとする。

(事業の認定)

第6条 補助対象者は、改修の着手前に補助事業認定申請書(様式第1号。以下「認定申請書」という。)に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(事業認定の決定)

第7条 市長は、前条の規定による認定申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、これを認定したときは、補助事業認定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

(事業認定の変更等)

第8条 前条の規定により認定を受けた者(次条において「認定申請者」という。)は、当該認定を受けた内容について変更が生ずるときは、速やかに、補助事業変更認定申請書(様式第3号)を市長に申請し、その承認を得なければならない。ただし、補助金の額に変更を生じないもので、かつ、軽微な変更である場合については、この限りでない。

(交付の申請)

第9条 認定申請者は、事業が完了したときは、速やかに、補助金交付申請書及び実績報告書(様式第4号。次項において「交付申請」という。)に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 改修工事に要した費用の支払を証する領収書の写し

(2) 改修工事写真(施工箇所ごとの施工前、施工中及び完了後の状態が確認できるもの)

2 交付申請は、第7条の認定通知を受けた日の翌日から起算して1年以内に行わなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(交付の決定)

第10条 市長は、前条に規定する交付申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、補助金交付決定及び補助金額確定通知書(様式第5号。次条において「交付決定」という。)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定により、交付決定を受けた者(次条において「交付決定者」という。)は、直ちに補助金請求書(様式第6号)により、市長に請求するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) この告示に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正行為があったとき。

(3) 所有者等の自己都合により、対象物件の購入者又は賃借人が、所有者等又は所有者等の3親等以内の親族となったとき。

(4) 前号に規定する以外の他者への賃貸借又は売買であっても、転貸又は転売等により、補助金交付前の所有者等又は所有者等の3親等以内の親族の利用があると認められるとき。

(5) その他市長が特に適当でないと認めたとき。

(雑則)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行するものとする。

(経過措置)

2 この告示による改正後の能美市空き家改修費等補助金交付要綱第3条第1号の規定については、施行日以後に登録された物件について適用し、平成30年3月31日以前に登録された物件については、平成33年3月31日まで補助の対象とする。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第96号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(令和4年5月2日告示第84号)

この告示は、公表の日から施行する。